

条例第7条に基づく利用料金の減免内容

【子育てふれあい交流プラザ】

区 分	減免の割合	利用料金
①療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者の交付を受けた者が利用する場合	プレイゾーンの1日利用券の5割	一般 100円 小学生以下 50円
②保護者および就学前の児童をそれぞれ1名以上含む25人以上で利用する場合	プレイゾーンの1日利用券の5割	一般 100円 小学生以下 50円
③その他市長が特に必要があると認めるとき	減免率はその都度決定	
④市主催の行事	わらべホール、多目的ルーム、キッチンスタジオ（以下施設利用料）および設備・器具利用料の10割	通常利用料金の10割減免
⑤市共催の行事	施設利用料および設備・器具利用料の5割	通常利用料金の5割
⑥サポータールーム利用登録済みの子育て支援団体主催の行事	施設利用料および設備・器具利用料の2割	通常利用料金の2割
⑦年間定期券登録者	子ども一時預かり室の利用料金を1時間につき100円減免	平日 700円/時間 土日休日 900円/時間
⑧子ども一時預かり室利用当日、施設（プレイゾーン、リフレッシュルーム等）を利用する場合	子ども一時預かり室利用料金の最初の1時間を5割減免（2時間目以降は通常料金）	平日 400円/時間 土日休日 500円/時間
⑨子ども一時預かり室利用当日、プラザ、ほっと子育てふれあいセンター、子育て支援サロン主催の催事に参加する場合	催事実施中の子ども一時預かり室利用料金の5割減免。（催事終了後の延長利用は通常料金）	平日 400円/時間 土日休日 500円/時間

※1円未満の端数は四捨五入とする。